

11年度

国保会計の状況



適正な医療費と
保険税の完納で
町の国保を守りましょう

国民健康保険 老人保健 が改正されました

国民健康保険の改正

国保は、他の医療保険に加入していない人が病気やけがのとき安心して医療を受けられるように、加入者の保険税や国・県などからの補助金で町が運営していますが、一月一日から改正されました。(要点は次のとおり)

高額療養費の自己負担額
町民税非課税世帯の負担額はこれまでと同じ三万五千四百円ですが、一般の方と新たに上位所得者の区分がされ、一般は六万三千六百円(上位所得者は十二万八千八百円)で、かった医療費が一定額を超えた場合はさらにかかった医療費の1%が加算されることになりました。

入院時の食費
一日七百六十円から七百八十円へ
町民税非課税世帯はこれまでと同じ六百五十円です。
海外療養費(新設)
海外で診療を受けた時、国保の保険給付の範囲で払い戻しされますので、旅行前に予め申請書などを受領してください。

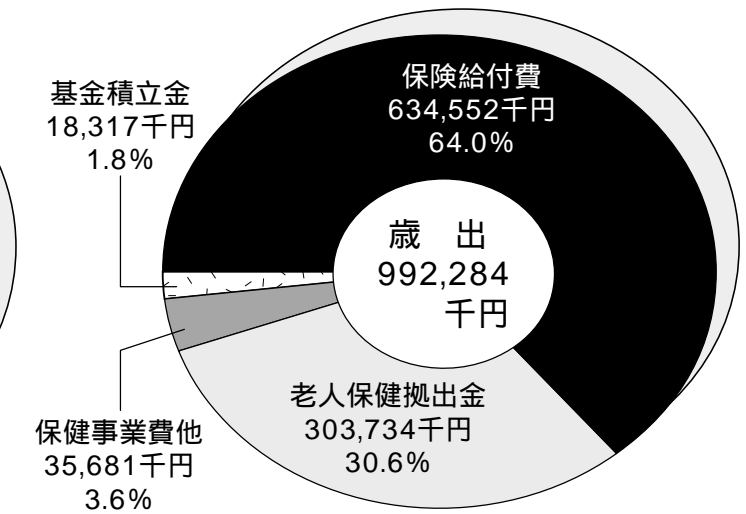
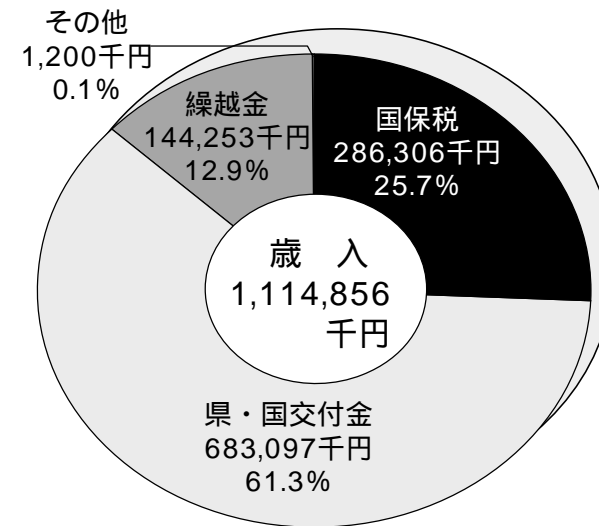
老人保健の改正

七十歳以上(身障手帳一〜三級の人
は六十五歳以上)の方が加入する老人

保健も、国保と同じく一月一日から改正されました。なお、加入の手続きですが、満七十歳の誕生日の末日に行います。役場から通知をします。(要点は次のとおり)

外来のとき
一日五百三十円(月四回まで)から医療費の1割へ変更となります。ただし、医療機関や院外処方せんの有無などで負担額が変わります。また診療所では定額制として行っています。町内の医療機関はすべて定額制で、一日八百円で月四回までの支払いとなります。

入院のとき
一日千二百円から医療費の1割で一月三万七千二百円が上限となりました。(町民税非課税世帯は二万四千六百円)また、食事負担も国保と同じく一日当たり七百八十円になります。(町民税非課税世帯はこれまでと同じ六百五十円です)
高額医療費支給制度(新設)
一月月に三万円以上の一部負担金を支払った老人が同一世帯に複数いた場合や、一人で複数の医療機関に同一月に三万以上支払った場合に支給されます。
その他訪問看護の基本利用料なども改正されました。



会社や役所勤めを辞め、国保に加入し、厚生年金などをもらっている人で、その加入期間が二十年以上(四十歳以上の方は十年)ある方は、退職者医療保険に加入することができます。外来入院とも自己負担が三割から二割に軽減されます。対象となる方は七十歳未満で、加入期間がわかる年金証書と印鑑及び国民健康保険証を持参し申請してください。

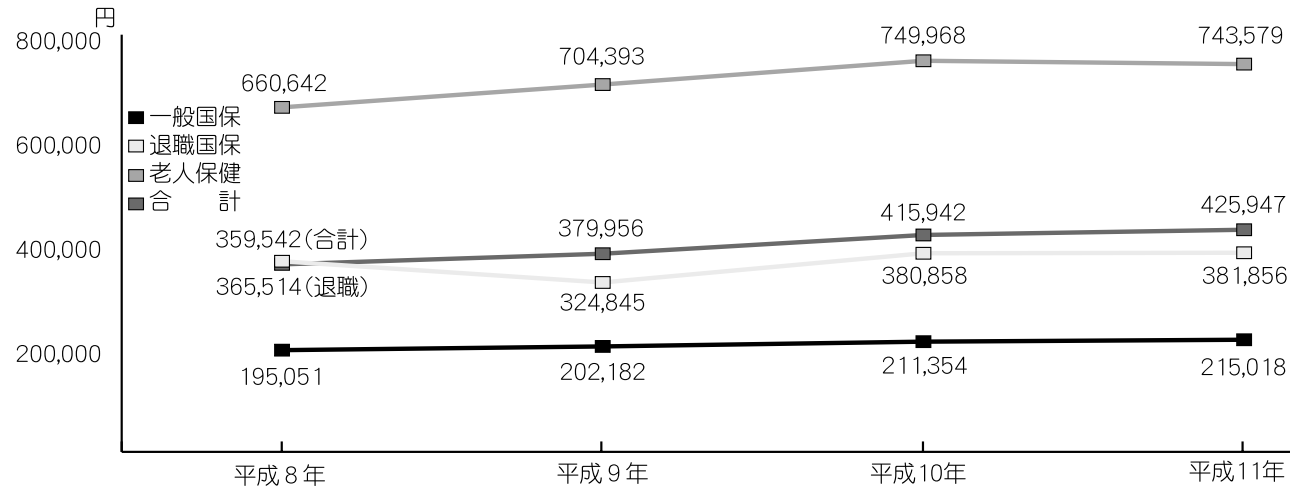
乳幼児医療費 支給制度

町では、秋田県の福祉医療制度を所得が多く非該当となった就学前の乳幼児を持つ父母を対象に、子育て支援の一助として乳幼児医療費支給制度を設けています。対象となる医療費は入院に要した医療費の自己負担額(第三子以降の乳幼児の場合は外来分の医療費自己負担分も対象)です。

申請に必要なもの
月ごとにまとめた領収書/保険証
印鑑/申請人(父)の預金通帳

介護保険制度が始まっていますが、四十歳から六五歳までの国保加入者の介護保険料は国保税として、これまでの医療保険分に介護保険分を上乗せして納めていただいています。

◎一人当たりの医療費



◎保険給付費及び加入者数などの推移

年度	保険給付費	平均加入者数 (内、老人数)	平均加入 世帯数
11	634,552千円	4,773人(1,656人)	2,305
10	637,436千円	4,769人(1,566人)	2,267
9	589,167千円	4,642人(1,453人)	2,193
8	619,576千円	4,629人(1,348人)	2,157
7	587,682千円	4,717人(1,271人)	2,146

◎11年度保険給付費の内訳

項目	金額(千円)
療養給付費	561,350
療養費	10,521
高額療養費	53,201
出産育児一時金	1,800
葬祭費	5,250
審査支払手数料	2,430
計	634,552

療養給付費
医療機関からの請求に基づき本人が支払った一部負担金を除いて町が支払った医療費
療養費
鍼灸マッサージなどの治療費及びコルセットなどの治療材料の現金給付分
出産育児一時金
加入者が出産した時支給(30万円)
葬祭費
加入者が死亡した時支給(5万円)
審査支払手数料
医療機関の請求書の審査に要する費用